

第
21回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株の評価額引下げの方法

- 会社規模を変更し、類似業種比準方式のウェイトを高めると、通常は評価額引下げができます。
- 特定(土地・株式等)評価会社に該当してしまうと、純資産価額方式により評価しなければならなくなってしまうため、資産構成を変更することにより該当しないようにすることを検討します。
- 類似業種比準方式を引き下げるポイントは、計算の要素となる配当、利益、純資産の減額です。
- 純資産価額を引き下げるポイントは、時価と相続税評価額とがかい離する資産の取得や、損失の計上です。

評価額引下げ対策

① 会社の規模変更(大会社への変更)

取引相場のない株式の原則的評価方法には、類似業種比準方式、純資産価額方式、これらの併用方式があります。会社の規模によっていずれかの評価方式を適用するかが定められています。

純資産価額方式は、いわば会社の過去の利益の蓄積の結果であり、短期間で大きく変動することは少ないです。一方、類似業種比準方式は、会社の決算の結果や上場株式の市況などにより大きく変動する場合があります。

類似業種比準方式が適用できる会社区分、あるいは併用方式におけるLの割合が大きい(類似業種比準方式の比重が重い)会社の規模に変更することが、自社株の評価額引下げ対策には有利です。

会社の規模が大きければ、類似業種比準方式を適用できる比重が重くなります。会社の規模を変更するには、①取引高の拡大、②合併などによる純資産の増加、③業種(卸売業、小売・サービス業、それ以外)の変更などの方法があります。

② 特定の評価会社への非該当

評価会社が、株式保有特定会社や土地保有特定会社など特定評価会社に該当してしまうと、その会社の株式評価には、原則として、純資産価額方式が適用されます。純資産価額方式は、相対的に高い評価額が算定されます。

特定の評価会社を類似業種比準価額などが適用できる一般の評価会社に変更することにより、自社株の評価額が低くなる場合があります。

特定評価会社に該当しないようにするには、①土地・株式を売却する、②設備投資などにより資産の構成割合を変更する、③会社分割や合併により資産を減らす、または資産構成を変更するなどの方法があります。